



裁量労働制の対象業務について

第179回労働条件分科会での対象業務に係る主な御発言

労働者側委員からの御発言

- 裁量労働制が適用されると、通常の労働時間管理を外れ、みなし労働時間制になり、正確な労働時間の把握がされない事案が増えるのではないかと懸念。対象業務を拡大することになれば、労働時間が正確に管理されない労働者の数が増えるのではないかと懸念。長時間労働を助長し、労働時間法制の原初的な使命である労働者の健康確保の観点から問題がある事案を増やしかねないと考えられ、裁量労働制の安易な拡大については反対。
- フレックスタイム制など柔軟な働き方を可能とする制度のもとで、業務遂行方法も含めて工夫して取り組んでいるところもあり、裁量労働制を拡大する必要はないのではないかと懸念。

使用者側委員からの御発言

- 以下の業務を裁量労働制の対象にすべきではないかと懸念。
 - ・車両メーカーにおいて、車両開発とITサービスを組み合わせ、車両の使用状況や故障・修繕実績等のデータを一元的に管理する管理システムを開発提案する業務
 - ・システム開発会社において、ITシステム、あるいはハードの製品とITシステムを組み合わせた製品やサービスを、顧客から潜在的ニーズを探りながら、オーダーメイドで提案する業務
 - ・機械メーカーの生産ラインにおける作業改善計画を立案（P）、計画に基づいて改善施策を試行（D）、結果を測定（C）、測定結果を踏まえて改善点を洗い出し、本格実施（A）する業務
 - ・人事部門で働き方改革推進の施策を企画・立案（P）するとともに、経営層や社員に説明の上で施策の実施（D）を行い、経営層や従業員からの意見を踏まえて改善してチェックし（C）、改善を重ねて実行に移す（A）、PDCAを回す業務
 - ・金融機関において、顧客に対し、資金調達方法や合併・買収等に関する考案及び助言をする業務